

広島県告示第三百六十九号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第二の規定により、広島県立広島がん高精度放射線治療センターにおける器具その他物品の利用料金を次のように定め、平成二十九年七月一日から施行する。

なお、平成二十七年広島県告示第五百二十四号（広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例別表第二の規定による器具その他物品の使用料）は、平成二十九年六月三十日限り、廃止する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区		分		単	位	金	額
X線フィルムコピー（CT及びMRIの画像を含む。）		記録媒体DVD	一枚につき	一枚につき		一、一七〇円	
		記録媒体CD	一枚につき			一、一六〇円	